

○和寒町新型コロナウイルス感染症に係る町内事業者に対する事業継続支援金交付要綱

(令和2年6月22日告示第一号)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特に経営に大きな影響を受けている町内の中小企業、個人事業主等に対し助成金を交付することにより、今後の経営維持を支援することを目的とする。

(助成対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業、小規模企業者及び個人事業主であり、町内で事業所または店舗を有し商工業者として自己の名をもって商行為を行うことを業とする事業者で、引き続き事業を継続していく意思のある者とし、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、次のいずれかの方法で減収が認められる者とする。ただし、和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金の交付を受けた者を除く。

- (1) 令和2年3月から令和2年8月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少となった場合
 - (2) 開業後1年未満である場合は、令和2年2月までの任意の月と令和2年3月から8月までのいずれかの月の売上と比較して20%以上減少となった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、助成金を申請することができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、200,000円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年9月30日までに和寒町新型コロナウイルス感染症町内事業者事業継続支援金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて和寒町商工会を経由し、町長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業主の場合は身分証明書（免許証等）の写し
 - (2) 本年及び前年決算書等営業実績（確定申告書等）が確認できる書類の写し
 - (3) 振込先口座の情報が記載された振込依頼書
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、申請書に添える書類を追加又は省略することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、別記様式第2号により速やかに当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金を返還させることができる。

(業務の委託)

第7条 町長は、助成金の交付事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

決定通知書

[別紙参照]